

●退職手当の調整額

退職手当の調整額は、基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分(第1号区分～第9号区分)に応じて定める額(以下「調整月額」という。)のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額となります。

調整額表

区分	金額	職員の区分	区分	金額	職員の区分
第1号区分	70,400円	行政職10級 に相当する職員	第6号区分	32,500円	行政職5級 に相当する職員
第2号区分	65,000円	行政職9級 に相当する職員	第7号区分	27,100円	行政職4級 に相当する職員
第3号区分	59,550円	行政職8級 に相当する職員	第8号区分	21,700円	行政職3級 に相当する職員
第4号区分	54,150円	行政職7級 に相当する職員	第9号区分	0円	第1号区分から第9号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる職員
第5号区分	43,350円	行政職6級 に相当する職員			

注1 勤続9年以下の自己都合退職者等は、調整額が支給されません。

注2 勤続4年以下の退職者(自己都合退職者を除く)及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は、調整額が1/2となります。